

# 令和4年第3回中泊町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (9月2日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	3
出席説明員	3
職務のため出席した事務局職員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定について	4
日程第4 報告第18号から日程第25 議案第56号まで	4
・報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和4年度中泊町一般会計補正予算第3号について)	
・報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和4年度中泊町一般会計補正予算第4号について)	
・報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和4年度中泊町一般会計補正予算第5号について)	
・報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和4年度中泊町一般会計補正予算第6号について)	
・報告第22号 令和3年度中泊町財政健全化判断比率の報告について	
・報告第23号 令和3年度中泊町公営企業会計に係る資金不足比率の報告について	
・報告第24号 令和4年度中泊町教育委員会事務の管理・執行状況の点検及び 評価報告書について	
・議案第42号 令和3年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第43号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に ついて	

・議案第 4 4 号	令和 3 年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 4 5 号	令和 3 年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 4 6 号	令和 3 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 4 7 号	令和 3 年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 4 8 号	令和 3 年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	
・議案第 4 9 号	中泊町議会議員及び中泊町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	
・議案第 5 0 号	中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	
・議案第 5 1 号	中泊町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について	
・議案第 5 2 号	令和 4 年度中泊町一般会計補正予算第 7 号について	
・議案第 5 3 号	令和 4 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について	
・議案第 5 4 号	令和 4 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号について	
・議案第 5 5 号	負担付きの寄附の受け入れについて	
・議案第 5 6 号	負担付きの寄附の受け入れについて	
日程第 2 6	決算特別委員会の設置	1 0
日程第 2 7	陳情第 4 号	1 1
・陳情第 4 号	国民の祝日「海の日」を 7 月 2 0 日に固定化する意見書の提出を求める陳情	
散会の宣告		1 1
第 2 号 (9 月 6 日)		
議事日程		1 3
出席議員		1 3

欠席議員	1 3
出席説明員	1 3
職務のため出席した事務局職員	1 4
開議の宣告	1 5
日程第1 一般質問	1 5
3番 成田直人議員	1 5
5番 塚本悦子議員	1 9
6番 荒関富雄議員	2 2
散会の宣告	3 1

### 第 3 号 (9月9日)

議事日程	3 3
出席議員	3 4
欠席議員	3 4
出席説明員	3 4
職務のため出席した事務局職員	3 5
開議の宣告	3 6
日程第1 報告第18号	3 6
・報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和4年度中泊町一般会計補正予算第3号について)	
日程第2 報告第19号	3 7
・報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和4年度中泊町一般会計補正予算第4号について)	
日程第3 報告第20号	3 9
・報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和4年度中泊町一般会計補正予算第5号について)	
日程第4 報告第21号	4 0
・報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和4年度中泊町一般会計補正予算第6号について)	
日程第5 議案第42号から日程第11 議案第48号まで	4 1

・議案第42号	令和3年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第43号	令和3年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第44号	令和3年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第45号	令和3年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第46号	令和3年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第47号	令和3年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第48号	令和3年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	
日程第12	議案第49号	43
	・議案第49号	
	中泊町議会議員及び中泊町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	
日程第13	議案第50号	45
	・議案第50号	
	中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	
日程第14	議案第51号	48
	・議案第51号	
	中泊町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について	
日程第15	議案第52号	49
	・議案第52号	
	令和4年度中泊町一般会計補正予算第7号について	
日程第16	議案第53号	54
	・議案第53号	
	令和4年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号について	
日程第17	議案第54号	55
	・議案第54号	
	令和4年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号について	
日程第18	議案第55号	56
	・議案第55号	
	負担付きの寄附の受け入れについて	

日程第 19 議案第 56 号	57
・議案第 56 号 負担付きの寄附の受け入れについて	
日程の追加	58
町長追加提案理由の説明	59
追加日程第 1 議案第 57 号	59
・議案第 57 号 令和 4 年度中泊町一般会計補正予算第 8 号について	
日程第 20 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について	64
閉会の宣告	64
署 名	67

### 第3回中泊町議会定例会

令和 4年 9月 2日（金曜日）

#### ○議事日程 第1号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
（令和4年度中泊町一般会計補正予算第3号について）
- 5 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
（令和4年度中泊町一般会計補正予算第4号について）
- 6 報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
（令和4年度中泊町一般会計補正予算第5号について）
- 7 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
（令和4年度中泊町一般会計補正予算第6号について）
- 8 報告第22号 令和3年度中泊町財政健全化判断比率の報告について
- 9 報告第23号 令和3年度中泊町公営企業会計に係る資金不足比率の報告について
- 10 報告第24号 令和4年度中泊町教育委員会事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書について
- 11 議案第42号 令和3年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 12 議案第43号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 13 議案第44号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 14 議案第45号 令和3年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入

歳出決算の認定について

- 1 5 議案第 4 6 号 令和 3 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1 6 議案第 4 7 号 令和 3 年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1 7 議案第 4 8 号 令和 3 年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 1 8 議案第 4 9 号 中泊町議会議員及び中泊町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 1 9 議案第 5 0 号 中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 2 0 議案第 5 1 号 中泊町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 2 1 議案第 5 2 号 令和 4 年度中泊町一般会計補正予算第 7 号について
- 2 2 議案第 5 3 号 令和 4 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について
- 2 3 議案第 5 4 号 令和 4 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号について
- 2 4 議案第 5 5 号 負担付きの寄附の受け入れについて
- 2 5 議案第 5 6 号 負担付きの寄附の受け入れについて
- 2 6 決算特別委員会の設置
- 2 7 陳情第 4 号 国民の祝日「海の日」を 7 月 2 0 日に固定化する意見書の提出を求める陳情

○出席議員（13名）

- |       |     |       |       |     |       |
|-------|-----|-------|-------|-----|-------|
| 1 番   | 田 中 | 洋 君   | 2 番   | 今   | 博 子 君 |
| 3 番   | 成 田 | 直 人 君 | 4 番   | 秋 元 | 隆 君   |
| 5 番   | 塚 本 | 悦 子 君 | 6 番   | 荒 関 | 富 雄 君 |
| 7 番   | 秋 田 | 博 君   | 8 番   | 長 利 | 司 君   |
| 9 番   | 青 山 | 雅 晴 君 | 1 0 番 | 沖 崎 | 勲 君   |
| 1 1 番 | 野 上 | 憲 幸 君 | 1 2 番 | 野 上 | 祐 一 君 |
| 1 3 番 | 川 山 | 光 則 君 |       |     |       |

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	鈴 木 信 也 君
代 表 監 査 委 員	外 崎 良 造 君
総 務 課 長	毛 内 康 裕 君
財 政 課 長	山 中 哲 哉 君
総 合 戦 略 課 長	三 上 晃 瑠 君
税 務 課 長	太 田 光 平 君
町 民 課 長	三 上 康 栄 君
福 祉 課 長	下 山 貴 子 君
環 境 整 備 課 長	藤 本 雅 久 君
農 政 課 長	古 川 幹 人 君
水 産 商 工 観 光 課 長	越 野 進 一 君
小 泊 支 所 長	藤 田 康 久 君
教 育 課 長	長 利 香 代 子 君
上 下 水 道 課 長	鈴 木 輝 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 越 裕 子 君
総 務 課 行 政 係	白 川 隼 君

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は 12 名です。定足数に達していますので、令和 4 年第 3 回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（川山光則君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により 4 番、秋元隆議員及び 5 番、塚本悦子議員を指名します。

◎会期の決定について

○議長（川山光則君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。  
お諮りします。本定例会の会期は、別紙議会運営委員長からの報告のとおり、本日から 9 月 9 日までの 8 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。  
よって、本定例会の会期は本日から 9 月 9 日までの 8 日間に決定しました。

◎日程第 4 報告第 18 号から日程第 25 議案第 56 号  
まで

○議長（川山光則君） 日程第 4、報告第 18 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件から日程第 25、議案第 56 号 負担付きの寄附の受け入れについてまでを一括上程します。

町長に提案理由の説明を求めます。

濱舘町長。

（町長 濱舘豊光君登壇）

○町長（濱舘豊光君） 本日、令和 4 年第 3 回中泊町議会定例会を招集いたし

ましたところ、議員の皆様方には、公私ご多用中の折にもかかわりませず、ご出席を賜り、ここに開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

開会に先立ちまして、議長のお許しを得て、このたびの8月3日及び8月9日からの大雨災害で被災された町民の皆様をはじめ、多くの県民の方々に心からお見舞いを申し上げます。

今回の大雨災害は、町が今まで経験したことの無い大きな被害状況となっており、誠に申し訳ございません。

町民の皆様が、一日も早く平穏な生活に戻られるよう、町としてできる限りの支援を行い、安心・安全の確保に努めてまいりますので、議員各位におかれましてもご協力、ご支援方よろしくお願い申し上げます。

それでは改めまして、今定例会に提出をさせていただきました議案等、決算の認定や条例改正など合計22件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第42号から議案第48号までの令和3年度中泊町一般会計及び各特別会計の歳入歳出等決算の認定についてご説明申し上げます。

本町の財政は、歳入においては、企業版ふるさと納税など財源確保に継続して努めてはいるものの、依然として自主財源に乏しく、地方交付税の動向に左右されやすい脆弱な財政構造が続いております。

一方、歳出においては、高齢者人口の増加等に伴う、社会保障関連経費の継続的な増加、特に公共施設の整備・更新をはじめとした基盤整備事業等による投資的経費が集中し、一時的な財政需要の急増が見込まれるものの、将来に向けて真に必要な取組には積極的に投資し、行財政改革をはじめ、自治体デジタルトランスフォーメーションを推進しつつ、効果的で、持続可能な行政運営を推進していく必要があります。高まっているものと考えてございます。

こうした状況の中で、令和3年度の財政運営は、「第二次中泊町長期総合計画」を柱に、新たな町の将来像「豊かな自然とともに創る、暮らす、未来へつなぐ自立と協働のまち」の実現に向け、限られた財源を活用して、新しいまちづくりに取り組みつつ、新型コロナウイルス感染症対策に重点を置き対処してまいったところでございます。

議案第42号は、令和3年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出予算総額126億2,546万9,000円に対し、決算額は、歳入総額117億3,378万1,274円、歳出総額114億8,386万8,966円、差引額2億4,991万2,308円となりました。継続費通次繰越額4万6,000円及び繰越明許費繰越額665万2,000円を除く実質収支額は2億4,321万4,308円となり、前年度と比較いたしますと100.4%の増額となっております。

議案第43号は、令和3年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

事業勘定では、歳入歳出予算総額16億9,616万2,000円に対し、決算額は、歳入総額16億3,255万1,956円、歳出総額15億5,994万3,505円、差引額7,260万8,451円となりました。実質収支額は、7,260万8,451円となり、前年度と比較いたしますと18.6%の減額となっております。

診療施設勘定では、歳入歳出予算総額1億4,268万8,000円に対し、決算額は、歳入総額1億3,844万6,214円、歳出総額1億3,844万4,415円、差引額1,799円となりました。実質収支額は1,799円となり、前年度と比較いたしますと35.1%の増額となっております。

議案第44号は、令和3年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額18億8,316万7,000円に対し、決算額は、歳入総額18億7,157万6,352円、歳出総額18億3,393万8,282円となりました。実質収支額は3,763万8,070円となり、前年度と比較いたしますと9.3%の増額となっております。

議案第45号は、令和3年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額4,153万円に対し、決算額は、歳入総額4,191万7,551円、歳出総額4,118万3,666円、差引額73万3,885円となりました。実質収支額は、73万3,885円となり、前年度と比較いたしますと39.6%の増額となっております。

います。

議案第46号は、令和3年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額2,333万4,000円に対し、決算額は、歳入総額2,330万8,571円、歳出総額2,316万1,260円、差引額14万7,311円となりました。実質収支額は、14万7,311円となり、前年度と比較いたしますと59.4%の減額となっております。

議案第47号は、令和3年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額2億9,106万8,000円に対し、決算額は、歳入総額2億9,308万460円、歳出総額2億8,915万177円、差引額393万283円となりました。実質収支額は、393万283円となり、前年度と比較いたしますと9.6%の増額となっております。

議案第48号は、令和3年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

収益的収支では、消費税及び地方消費税を除いて収入額3億2,933万6,902円、支出額2億6,660万9,034円、差引額6,272万7,868円、資本的収支では、収入額0円、支出額2億2,415万4,688円、差引不足額2億2,415万4,688円となりました。支出の主なもの企業債償還金となっております。

なお、差引不足額については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本金収支調整額で補填をさせていただいております。

報告第18号は、令和4年度中泊町一般会計補正予算第3号についてであります。

住民税非課税世帯への臨時特別給付金及び、低所得の子育て世帯への生活支援給付金事業等を実施するため、所要の予算補正を要することから専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第19号は、令和4年度中泊町一般会計補正予算第4号についてであります。

武田小学校及び薄市小学校のエアコン設置工事を実施するため、所要の予算補正を要することから専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第20号及び報告第21号は、令和4年度中泊町一般会計補正予算第5号及び第6号についてであります。

令和4年8月3日及び8月9日からの大雨による災害の応急対応等を実施するため、所要の予算補正を要することから専決処分をさせていただきましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第22号は、令和3年度中泊町財政健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度における当町の健全化判断比率を報告するものであります。

報告第23号は、令和3年度中泊町公営企業会計に係る資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度における当町の公営企業会計資金不足比率を報告するものであります。

報告第24号は、令和4年度中泊町教育委員会事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、中泊町教育委員会事務の管理・執行状況の点検及び評価について、令和3年度の実績により報告をするものであります。

議案第49号は、中泊町議会議員及び中泊町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてであります。

公職選挙法の一部改正に伴い、条文の整備を要するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第50号は、中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

育児・介護休業法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第51号は、中泊町特定公共賃貸住宅条例の一部改正についてであります。

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第52号は、令和4年度中泊町一般会計補正予算第7号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも3億4,026万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を88億4,875万2,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費に、産学官連携事業費、民生費に、大学生等生活応援事業費及び子育て世帯への臨時特別給付金事業費、衛生費に、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、農林水産業費に、経営発展支援事業補助金、教育費に、旧小泊中学校校舎解体工事監理費など、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出の関連において、国庫支出金、県支出金、町債等について調整のうえ計上したほか、地方交付税につきましては、普通交付税交付額の確定により、繰越金については、前年度繰越額の確定により、それぞれ計上いたしております。

地方債につきましては、臨時財政対策債の確定に伴い、限度額を変更いたしております。

議案第53号は、令和4年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてであります。

事業勘定の補正額は、歳入歳出とも7,666万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億9,098万2,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、財政調整基金積立金及び諸支出金に、令和3年度事業費確定に伴う返還金であります。

歳入につきましては、歳出の関連において、県支出金を調整のうえ計上したほか、繰越金につきましては、前年度繰越額の確定により計上いたしております。

議案第54号は、令和4年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも5,210万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億5,863万6,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、保険給付費等の実績額確定による国庫支出金等過年度分返還金など、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連におきまして、基金繰入金などを計上したほか、令和3年度からの繰越額の確定により、前年度繰越金を計上いたしております。

議案第55号及び議案第56号は、負担付きの寄附の受け入れについてであります。

中泊町大字中里字亀山548番地2を成田チヨ氏より、中泊町大字中里字紅葉坂18番地1を高坂千百合氏より、それぞれ負担付き寄附の申出がありましたので、これを受け入れることにつき、議会の議決を求めるものであります。

以上で、本議会定例会に提案をさせていただきました議案の説明とさせていただきますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明申し上げたいと存じます。

何とぞ、慎重ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願い致します。

#### ◎日程第26 決算特別委員会の設置

○議長（川山光則君） 日程第26、決算特別委員会の設置の件を議題にします。

お諮りします。議案第42号から議案第48号までの令和3年度中泊町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び利益の処分及び決算については、議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号から議案第48号までの令和3年度中泊町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び利益の処分及び決算については、議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

◎日程第27 陳情第4号

- 議長（川山光則君） 日程第27、陳情第4号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情を議題にします。

本件は、総務文教常任委員会に付託しておりますので、審査結果について総務文教常任委員長に報告を求めます。

長利委員長。

（総務文教常任委員長 長利 司君登壇）

- 総務文教常任委員長（長利 司君） 委員長報告をいたします。

令和4年第2回定例会におきまして当委員会に審査を付託されました陳情第4号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情について、8月4日、当委員会を開催し、審査した結果をご報告いたします。

海の日だけでなく、ハッピーマンデー制度も含め、祝日について総合的に議論し、判断する必要がある、町議会から意見書を提出する段階ではないなどの意見があり、採決を行った結果、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

- 議長（川山光則君） 委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

陳情第4号を採決します。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時24分

第3回中泊町議会定例会

令和 4年 9月 6日（火曜日）

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員（12名）

1番	田中	洋	君	3番	成田	直人	君
4番	秋元	隆	君	5番	塚本	悦子	君
6番	荒関	富雄	君	7番	秋田	博	君
8番	長利	司	君	9番	青山	雅晴	君
10番	沖崎	勲	君	11番	野上	憲幸	君
12番	野上	祐一	君	13番	川山	光則	君

○欠席議員（1名）

2番 今博子君

○出席説明員

町長	濱舘	豊光	君
副町長	横野	彰吾	君
教育長	鈴木	信也	君
代表監査委員	外崎	良造	君
総務課長	毛内	康裕	君
財政課長	山中	哲哉	君
総合戦略課長	三上	晃瑠	君
税務課長	太田	光平	君
町民課長	三上	康栄	君
福祉課長	下山	貴子	君
環境整備課長	藤本	雅久	君
農政課長	古川	幹人	君
水産商工観光課長	越野	進一	君

小 泊 支 所 長  
教 育 課 長  
会 計 課 長  
上 下 水 道 課 長

藤 田 康 久 君  
長 利 香 代 子 君  
藤 田 順 悦 君  
鈴 木 輝 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長  
総 務 課 行 政 係

宮 越 裕 子 君  
白 川 隼 君

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（川山光則君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の発言通告があった今博子議員より欠席届が提出されました。中泊町議会会議規則第61条第4項により、通告は効力を失うこととなります。したがって、一般質問の発言順序につきましては、順次繰り上げることといたします。

3番、成田議員の質問を許可します。

成田議員。

（3番 成田直人君登壇）

○3番（成田直人君） 議長のお許しをいただき、あらかじめ提出しております通告書の内容に沿って質問をいたします。

質問に入る前に、中泊町を含め、津軽地方を中心とした8月3日以降の記録的大雨によって甚大な被害を受けられた方々には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を切望する次第であります。

それでは、質問に入ります。質問事項は、物価高による町民の暮らしについてであります。新型コロナウイルス感染症が発生してから約2年半余り経過したが、ワクチン接種や保健医療体制を強化する対策等によって、一時は感染者数が減少しつつあったものの、直近では感染が広がりやすいオミクロン株の派生型、BA.5への置き換わりが進んでいるため、感染者数が急拡大している流行第7波のさなかにあり、経済活動が完全回復となっていない中での物価高。

一方、給料、賃金面では、失われた25年とも言われ、その間決して物価に見合う昇給、賃金の上げ幅ではなく、物価の上昇変動から見ると、むしろ収入が目減り状態で推移している中での物価高。そしてまた、年金生活者にとっては、公的年金が賃金変動率を基準に改正され、4月から年金支給額が0.4%引き下げられている中での物価高

に直面しております。要するに、コロナ禍という鬱積したすっきりしない世相と相まって、実質的に目減り状態の収入、そして引き下げられた年金支給額、そんな厳しい環境下にあつての物価高の暮らしがあるという実態であります。

改めてこの物価高は、世界有数の穀倉地帯が干ばつなどの気候変動により不作であること、金融緩和政策によって為替相場がドル高円安基調で動いていること、さらにロシアのウクライナ侵攻が長期化していることなどの影響が挙げられ、この結果、原油、天然ガスをはじめ穀物、肥料、木材、原材料などが急騰し始め、しかも部分的な影響にとどまらず、おおむね全ての分野に波及しているため、経済安全保障上の問題になりつつあります。

日銀が6月に発表した生活意識アンケート調査によると、現在の物価が1年前と比べて上がったと回答した割合は89.0%、また1年後に物価が上がると予想する人は87.1%と割合が高く、今後もまだ物価上昇は続くという見方である。そして、暮らし向きが1年前と比べてゆとりがなくなってきたと回答した割合は43.2%であり、その理由は物価が上がってきたからが78.9%で最も多いという結果でありました。

係る意識調査の結果からも、物価高は暮らしにゆとりをなくすばかりでなく、今後1年を見通しても収束しないとの悲観的な見方が大勢を占めていることから、ある種の諦めややりきれなさを覚える多くの人の思いが反映されていると感じております。特に暮らしに欠かせない生活必需品に関する値上げは1万5,000品目を超え、そのほとんどが15ないし20%の大幅な値上げであること、また今後年末に向けて食料品関係は2万品目以上の値上げが予定され、その値上げ率は平均14%増とのことであり、こうした値上げラッシュにあつて、家計の負担は増すばかりであります。

そこで、生活必需品などの物の値上げは基本的に全国一律でやるため、都会で暮らす人と地方で暮らす人とでは、公平感はあるものの、ただ賃金格差を考慮した場合、地方で暮らす人にとってはハンディを持つと言われる中、町長は現状での物価高の情勢と、さらに今後を見据えた物価高の推移、予測を踏まえつつ、こうした物価高による中泊町民の暮らしをどのように捉え、感じているのか伺います。

また、物価高に関しては、町民一人一人の省エネ、節約、我慢にはおのずと限界があり、よって自助努力だけではゆとりのある暮らしどころか、無駄を省き、質素な生活を幾ら追求しても、現実的に相当無理があり、やはり公助に頼らざるを得ないぎりぎりの暮らしを余儀なくされているものと認識しております。

そこで、町民の暮らしを守るという強い決意と適切な対策があれば、課題解決の方向に導くことが可能であるという視点から、町長は基本的な対策をどのように考えているのか伺います。

以上です。

○議長（川山光則君） 成田議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） ただいまの成田議員のご質問、非常に難しい問題であるというふうに受け止めているところであります。

第1点目の物価高による町民の暮らしをどのように捉え、感じ取っているのかについて、まずお答えをさせていただきます。議員ご指摘のとおり、現在我が国は、長期化し先が見えない新型コロナウイルス感染症拡大によるサプライチェーンの混乱や、世界各地で発生している干ばつなどの気象変動による農作物価格の不安定化に加えて、ロシアによるウクライナ侵攻による物流やエネルギー確保の不安など、そのほかにも中国と台湾をめぐる地政学的問題が山積する状況であるというふうに認識をしているところであります。

そうした状況に起因をいたしまして、原油や穀物価格の高騰による生産コストの増嵩、さらには日米の経済・金融政策の相違から、24年ぶり、1998年以来であります、ご記憶にあらうかと思いますが、その3年前、1995年には過去に例を見ないほどの円高、1ドル95円という円高を記録した、その3年後に記録的な円安、140円という円安を記録しておったわけであります。その24年ぶりの円安水準となっておりまして、結果として議員ご指摘のような物価高騰という困難な状況となっているのではないかと、素人ながら分析しているところであります。

このことで、議員ご指摘のとおり、我が日本国中で暮らす多くの人々が消費生活における困難さに直面し、明日の生活に不安を抱いてい

るものと、私自身も承知しているところであります。政府におかれましては、このような国民生活の課題、お察しをいただき、一刻も早く町民、国民が安心して暮らせる状態に戻していただきたいと要望させていただきたいと思っております。

2つ目のご質問の、こうした物価高に対する対策についてですが、先ほどお答えをさせていただいたような基本的な認識の下、国、県の動向を注視しながら、町民の生活を支援できる対策が取れないのか検討し、時期を失することなく対応してまいりたいと考えてございます。現在は、先月我が町を襲った大雨被害で被災した方々への支援策や、道路や河川、農地など、町全体で受けた被害からの復興、復旧対策を短期、中期、長期と区分しながら取り組むことが急務であり、これまでコロナ禍による影響に対する対策として取り組んでまいりました経済対策と並行させながら、取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

先日岸田総理は、物価高への対応を検討する物価・賃金・生活総合対策本部をこの4日に開催いたしまして、10月以降の配合飼料価格の据え置きやガソリン、電気、ガスの価格安定などの追加策をまとめることを表明したとのこと。これは、9日に発表されるというようなことで承知をしておりますが、さらには1兆円を確保している地方創生臨時交付金をこのたび増額する方針を示したというふうな報道もあるわけございまして、これらの内容をしっかりと注視しながら、できる限りの対策を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 再質問はありませんか。

成田議員。

○3番（成田直人君） 再質問というよりも、要望ということになりましょう。

国、県との連携を図りながらということは、もちろん大雨の災害等々も併せて対策を講じていくというふうな言葉であったと理解しております。

要望でございますけれども、町民の暮らしを守るということを第一義として捉え、中泊町独自の行政、支援策等を考えながら進めていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（川山光則君） これをもちまして成田議員の質問を終了します。

5番、塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

（5番 塚本悦子君登壇）

○5番（塚本悦子君） 議席5番、塚本悦子でございます。議長のお許しをいただき、通告に従い質問をさせていただきます。

こども園こどまりの存続問題についてであります。幼保連携型こども園は、少子化問題、核家族化などによって高まる子育て支援ニーズなど、少子高齢化を迎える日本の子供を取り巻く様々な問題を解決するための重要な鍵を握る施設であります。また、幼児教育は義務教育ではないけれども、今やほとんど子供が受ける義務教育に近い教育であります。そして、乳幼児期の人間形成の基礎を培う重要なものであります。

そういう中であって、今般こども園こどまりは存続の危機に立たされています。先般保護者に対し、今後の運営方針について理事長の説明がありました。それによると、昨年度は定員50名に対し、在籍36名、約800万円の赤字、本年度保育教諭の必要数は4名未満、給食費はその分しか出ない、実際に月曜から土曜日11時間運営となると職員不足であり、来年度は定数30名に対し23名、相当な赤字となる。今ここで、今年度で終了とはならないが、町と地域の方々が真剣に考えていただきたいと述べております。地域住民の強い声、こども園の存続を要望しております。

このような状況でありますので、町の支援と協力がなければなりません。子供たちの最善の利益のため、幼児教育に対する園の存続の方向へ向かうよう、町当局の意向をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 塚本議員からの、こども園こどまりの存続問題について、町の支援、協力の方向付けを伺いたいということであります。このことについてお答えをさせていただきます。

人口減少及び少子高齢化が進む我が町において、出生数の減少がま

た顕著となっているところであります。特に小泊地域では、令和元年度の出生数が9人、令和2年度及び令和3年度は2人と、極端に少なかったことが地域の保育を取り巻く環境にも影響を与えているものと承知しております。平成27年度の町立保育所の民営化後、小泊地域では社会福祉法人清隆厚生会にこども園こどもを運営いただいていたわけでありましたが、今年8月に子供の急激な減少、先ほど申し上げましたような出生数の減少であります。それと保育士の確保、こちらのほうが困難になっている等の理由から、本年度末での事業撤退を法人として検討しているというふうに町のほうに連絡があったところでございます。

こども園こどもは、平成27年4月には56人が利用しておったわけでありましたが、本年8月末時点では30人、これは先ほど議員のほうからお話のあったとおりであります。30人の利用となっておりまして、令和6年度にはこれが20人を下回るのではないかとというふうに予測されておりまして、今後もその数は減少傾向にあるのだろうということで推測をしているところであります。

一方、保育士の確保についてであります。現在の法人が運営しております施設、こども園でございますが、鶴田町、NOGIと東通村のこども園を運営しているわけでありまして、いずれも距離的に離れておりまして、同施設から保育士の応援体制をつくるということは困難になっているようでございます。また、こども園こどもが独自に就労先とする求人を行っているわけでありまして、保育士の確保には至っておらないというふうに伺っております。

こども園こどもを利用する保護者や地域の方が、現在の法人の撤退により、小泊地域の保育環境がなくなるのではないかと不安になっておられる方がいらっしゃるかと思います。保育施設は議員ご指摘のとおり、子供の社会性や思いやりの心などを育むとともに、保護者が安心して働き、小泊地域で生活していくためには不可欠な場所であり、町は今後も保育環境をしっかりと守っていかなければならないと考えているところであります。このことから、今年度中には新たな運営法人を募集させていただき予定としてございます。町の支援及び協力の方向性としましては、新法人へ引き継がれる際、保護者からの意見や要望を的確に伝え、新法人との調整を円滑に行うことで、子供と

保護者が負担なく施設を利用できるような環境を整えてまいりたいと考えております。また、国や県の動向を注視し、新たな補助金の制度ですとか交付金制度を積極的に活用させていただきながら、運営法人の負担軽減を図っていきたいとも考えてございます。

以上の取組を総動員いたしまして、小泊地域の保育の環境を維持し、子育て世代が安心して働き、子供を産み育てられるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 町長の答弁が終わりました。再質問ありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） るるご意見を拝聴いたしました。いろんな工夫をして、ぜひとも残して存続させていただきたいと思うのですが、今の説明の中で町長さん、ほかの経営者を募集するとありますが、何かめどがあるのでしょうか。応募者とか、経営してもいいですよという方が実際おられるのでしょうか。もしも、なかなかなくて、今の園児たちの生活のリズムが、例えば休みとか、そういうふうにしたときに、子供たちのリズムが壊れたときに、そういうふうなのがとても心配ですので、そういう配慮なども考えていらっしゃるのでしょうか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 相手もあることですので、現時点での社会福祉法人清隆厚生会のほうからのお話というのは、先ほどお答えしたとおりなのですが、まず来年4月には保育環境がなくなる、今の状況でいくとなくなる方向で今動いているのですが、それを阻止するために、環境を守るために新たに公募をすることとありますが、全くあてがえないかといえば、ないわけではなくて、現在中里地域でこども園を運営している法人さんがおられるわけでありまして。まずは、こちらとご相談をさせていただくというのが最初なのだろうなと思いつつ、一応お話をさせていただいております。ただ、相手の法人さんも今後のこともあろうと思っておりますので、そこは公募という手続を取りながらやっていければなと考えております。

ただ、いずれにいたしましても、小泊地域で子供の保育環境、養育環境がなくなるということは、町として絶対避けなければいけないこ

とだというふうにはお答えをさせていただきます。

○議長（川山光則君） 再々質問ありますか。

どうぞ、塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 答弁は結構でございます。いろいろありがとうございました。

東通村では、数年前から幼保、小中学校、併合学校として何年もなっております。どのような形でも結構でございます。絶対に存続するのだということ、これを地域の保護者と住民の方々に伝えていただきたいのでございます。以前から保護者たちは、もうこども園はなくなるのだと、そういう不安で既に五所川原市に移住している方がいると聞いております。これは、人口減少に拍車がかかります。ぜひ他市町村に転園しなくても大丈夫なのだ、こども園はどんな方法でも残すのだと、そういうことを一日も早く地域住民の方、保育所、保護者たちにお知らせしていただきたいのです。そうすると、皆さん安心して、どんな方法でもいいから残してくれるのだという自信を持って暮らしていただけると、そう思うのです。

本当に子供たちが安心できる最善の利益のための教育ができることを強くお願い申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川山光則君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

6番、荒関議員の質問を許可します。

荒関議員。

（6番 荒関富雄君登壇）

○6番（荒関富雄君） 6番、荒関です。議長のお許しが出ましたので、質問に入りたいと思うのでありますが、質問に入る前に、今回8月の大雨により被災された多くの皆様方へお見舞い申し上げます。それとともに、一日も早い復旧、復興を願いつつ、質問に入らせていただきます。

今回は、2点ほど質問要項を出しておりますので、通告書に従い質問したいと思います。大雨に対しては、事前に説明があったわけですが、農業振興について農政課にお伺いいたします。政府は、7月29日に物価高騰対策を決定いたしまして、農家を支援する肥料価格高騰対策に788億円を支出することを決定いたしております。この支援対策、まず国のほうは決定しております。その内容について、

まずお知らせ願います。あと、県及び町独自の支援策をお持ちかどうか、そこをまずお伺いいたします。

2点目は、いわゆる大雨災害による今後の対策については、2日に事前説明がありましたので、その中で問題になるようなところをまず重点的に質問したいと思っているのでありますが、町全体としての対応策をまず町長にお伺いし、税務課と農政課、あと環境整備課にも答弁願いたいと思います。

○議長（川山光則君） 荒関議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 通告いただいております2問のうち、2点目のほうの大雨による災害について今後の対応策、全体的な部分については私からお答えを申し上げまして、農政課のほうからは、1問目の農業資材等の高騰対策についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、大雨被害に対する今後の対応策についてであります。本定例会冒頭でも申し上げましたが、改めまして今回の大雨により被災された町民の皆様方には、心からお見舞いを申し上げたいと思います。そういった中で、今回人的被害が報告されなかったのは、せめてもの救いであったと受け止めておるところでございます。復旧、復興に当たりましては、議員各位とともに連携をさせていただきながら、この難局に立ち向かってまいりたいと考えておりますので、一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

さて、お尋ねの対応策についてでございますが、まず土木施設関係からご説明をさせていただきます。河川災害や道路の崩壊など、町管理部分だけで実に16件、概算で3億7,600万円の被害となっております。これらにつきましては、先日国土交通省の緊急災害対策派遣隊、通称TEC-FORCEの皆様からもご報告をいただき、対応策の選択肢についてもお示しをいただいたところであります。例えば現状のまま被災する前の元に戻す方法ですとか、被災した道路の一部を迂回して新たな道路を造るような方法ですとか、個々の現場に即した工法などを紹介いただきましたので、復旧、復興に当たりましては、どの方法がよいのかを詳細に検討し、対策を決定してまいりたいと考えております。

なお、国道、県道などの被害箇所につきましては、早期の復旧に向け、強力に国、県に働きかけをしてまいりたいと考えてございます。

また、農地の浸水、冠水、土砂の流入などによる被害も深刻でございました。現在把握しているところでは、水稻の部分の被害が320町歩、大豆の部分が447町歩、野菜が6.4町歩、花きが1.4町歩被害を受けていると承知しているところであります。町内の農地総面積の約3分の1に被害が及んでいることが判明してございます。

これまで農家の皆様方には、各種セーフティーネットへの加入を促進してきておりまして、町としてはそれぞれの関係機関に申請手続をする際のアドバイス、指導などを現在取り急ぎ行っているところであります。今後は、農家の皆さんに対しまして、町独自の支援を行うとともに、県等の管理施設における土砂、流木流入については処分を強く要望し、被災した圃場や土地改良施設の復旧につきましても、県や関係機関と連携を取りながら、早急に進めてまいりたいと考えてございます。

商工業者への対策でございますが、町民の生活に直結するような商店が被災したことなどを踏まえ、早期に機能回復できるような支援と、再建に向けた相談体制を整備することとしております。具体的には、店舗機能回復に要した経費や商品補填などの費用に対しての支援金交付や、町商工会による支援体制の充実、県融資制度との連携による保証料の全額補助を検討しているところであります。そして、被災しました町民の皆様方へは、直接的な支援も行いたいと考えてございます。

既に防災無線でお知らせをしている災害ごみの仮置場は設置済みではございますが、そのほかに被災者生活再建支援金として、再建方法により支援額は変わるものの、青森県が行う被災者生活再建支援制度による支援とは別に、町独自の支援策を考えているところであります。

そのほか、住居を失い身を寄せる場所がない方々に対しましては、公募予定の町営住宅を当面の住居として提供させていただいたほか、教材が浸水してしまった家庭には学用品費を支給させていただいております。

さらには、税、料金などの減免、徴収猶予制度も用意をさせていただいております。各世帯の状況にもよりますが、町県民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免や

国民健康保険・後期高齢者医療の窓口負担の一部の減免、徴収猶予などの措置をそれぞれの条例やルールに基づいて実施をさせていただくこととしております。また、被災をいたしました家屋の清掃等に要した水道料の一部減額も実施することとさせていただいております。

以上、現時点で実施をしております対策、それから前向きに検討している対策を申し上げたところでありますが、これらの対策を機動的かつ適切に行い、復興に向けて最大限努力してまいりたいと考えております。今申し上げました経費につきましては、今定例会会期中に取りまとめをさせていただいた上で、追加提案をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 古川農政課長。

○農政課長（古川幹人君） 荒関議員ご質問の農業振興策についての農業資材、肥料価格高騰による国、県、町の支援についてお答えいたします。

議員ご存じのとおり、農業資材をはじめとする肥料や資材、燃油の価格が高騰し続けております。原因として、コロナ禍、原油の高騰に加え、ウクライナ危機による輸出の停止や円安によるものと考えております。

国の対策として、ただいま議員のほうからありました肥料価格高騰対策事業788億円の支援策が公表されております。その内容については、6月から10月の秋肥、11月から来年5月の春肥を対象として、今回の上昇分の7割まで補填することとなっております。

また、この支援を申請するためには、化学肥料低減計画を作成し、土壌診断による施肥設計や有機質肥料の利用など、国が示した15個の取組要件のうち、2つ以上取り組まなければならないとなっております。詳細については、今後国から示されますが、募集期間は、本県の場合は10月頃に始まる見通しとなっております。昨日、5日に県から説明がございました。町としては、今後各農家に事業の説明等を行った上で、早期支援に取り組んでまいります。町の対応策としては、県の対策を今後踏まえて、できる限り支援策を考えてまいりたいと思っております。

○議長（川山光則君） ほかに答弁ないようですので、再質問ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 大変、変な質問になったと思うので、答弁しづらかった面も多々あると思います。私、当初は町長には答弁説明を求めていなかったのですが、それはなぜかといいますと、事前説明の内容と一緒にだからです。私たちは、事前に町当局のほうから今後の対策については伺っております。

その中でなのですけれども、これは一応税務課のほうには確認のためにお伺いいたします。今現在どのような対策を講じて、何件ほどなのか。また、町民とは密接に連絡が取れているのか、そこら辺の説明をまず税務課には求めます。

あと、農政課には、当然各関係機関と今後いろいろ復旧に対して詰めていくとは思いますが、そういったときに、改良区がある部分は改良区さんと詰めて、復旧、復興に向けていけばいいのですが、山手側のほうに行きますと、改良区さんと関係ないような管理組合みたいなところもございいますので、そこら辺まできめ細かい配慮をなさっていただけなのか、まずお伺いいたします。

あと、環境整備課にまずお伺いしたいのは、事前の説明会の中で、できること、できないこと、おありでしょう。今回の災害で一番問題なのは、いつもなのですけれども、民地の崖崩れです。民と官なら、隣接している場所なら、官がそこに対しては手当てをするのだと。いわゆる民地と民地との境界は、民間同士ですから、そこは上から崩れたものは上の人の責任というようなお話が今までもあるあったので、今回何か所かそういう相談を私自身も受けておりますので、町のほうとしては、あくまでも自助は自助で、公助、共助はできないのだという方針なのかどうかをお伺いいたします。

あとは、環境整備課のほうにはもう一点ございます。いつも雨が降りますと、非常に被害を被る場所が特定されているような状況にあるのです。今回の大雨の場合は、また特別ですけれども、そういう箇所が町内には何か所もあると思います。そして、当然そこら辺は環境整備課そのものも把握しているのしょうけれども、今後どのようにそこら辺を解消していくのか、問題点を解消していくのか、その2点をまずお伺いいたします。各課からお願いします。

○議長（川山光則君） 太田税務課長。

○税務課長（太田光平君） 私からは、荒関議員ご質問の大雨による災害につ

いて、今後の対応策ということで、被災者に対してどのような税の減免措置を取っているのかについてお答えいたします。

このたびの大雨災害による被害に遭われた方々には、心からお見舞い申し上げます。町税においては、令和4年8月3日からの大雨による災害について、令和4年8月9日に災害救助法の適用があったことから、被災者に係る町税については、特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例に基づき、8月12日付で中泊町全域を災害区域に指定し、告示いたしました。これにより、当該災害を受けた日以後に納期の末日の到来する町県民税、固定資産税、国民健康保険税の減免について適切な措置を講ずるため、罹災証明が発行されたことにより、8月12日から減免申請の受付を開始しているところであります。9月1日現在、減免申請受付人数は59世帯80人あります。町民とは、窓口で聞き取りのほか、分からない場合は現場確認や電話にて確認しております。減免に対する該当者や非該当者につきましては、申請に基づき、現在査定中であります。

なお、減免決定通知書や減免をしないこととした場合の通知書に関しては、各税目ごとに減免の割合の算定基準が違うことから査定等に時間を要するため、10月末に決定の予定をしているところであります。

また、来年度の申告におきましては、所得税の雑損控除の対象となることから、先般五所川原税務署と協議し、罹災証明発行者に五所川原税務署の協力の下に、事前に損失額の計算書を11月から12月に作成していただき、令和5年2月16日からの申告をスムーズに行うことができるための案内文書を10月に送付することとしております。

以上です。

○議長（川山光則君） 古川農政課長。

○農政課長（古川幹人君） 荒閑議員の土地改良関係の部分と、山奥の部分についてご説明いたします。

まず、土地改良関係については、今回の災害申請で土地改良、あと町分を含めた災害申請を行って、支援を要望してございます。山奥についてですけれども、それぞれ受益者がおるわけですけれども、組合あるいは個人ということで、なかなか町単独では厳しいのかなという

ことはあるかと思えますけれども、その中で中山間地については、中山間の直接支払交付金などを活用して、これから圃場整備、水路整備に向けて話合いは持っていきたいと思ってございました。

あと、土地改良関係について申し上げますけれども、これから明日詳細について改良区と話合いを持つ予定でございます。

○議長（川山光則君） 藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 荒関議員ご質問の土砂の撤去についてお答えいたします。

まず、上の土地が民、下の土地が民であれば、自分の財産は自分で守るという観点から、町では土砂の撤去や雑草等の伐採などは行っておりません。ただ、今後被害が広がらないためにブルーシートの配布等を行っておりました。今後もそれに関しては、中で相談は必要かと思えますが、それに対して、上が民で下が民であった場合の取扱いについては、今のところまだ考えておりません。

あともう一つ、過去においても常に被害を受けている道路冠水箇所や、排水処理がうまくいかず側溝から越水している箇所などについては、今後調査をし、県や関係機関と協議しながら、整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。再々質問ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 税務課のほうには、まだこれからももし申請等がございましたら、きめ細かに対応していただきたいと思えます。

あと、農政課のほうには、これからまだ把握されていない場所も出てくると思えますし、農地関係については今回の大雨、県内各地で大変な被害をもたらしているわけなのです。激甚災害の指定等も国のほうでも考慮しているようでございますので、そこら辺よく情報を得ながら、詰めて対処していただきたいと思えます。

あとは、環境整備課です。民地同士の崖崩れ、これ何か所把握していますか。

○議長（川山光則君） 藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 正確な数値は押さえておりませんが、私が把握している状態で7か所から8か所記憶しております。

○議長（川山光則君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 7か所か8か所、いろいろ相談に来ていると思います。

今の法の立てつけからいったら、ブルーシートを張ってやるぐらいしかできないのだと。確かにそうなのだろうけれども、災害は災害なんですよ、上も下も。自助だけでできる部分は、町民もみんなやっているといます。でも、大幅な山から来た場所とか、そういうのは何も災害救助法とかではできないのですか。今の答弁を聞きますと、何もできないのだと。自然災害に対して、これほど無力感を感じたことはないのですけれども。再度聞きます。何も無いのですか。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） ただいまの荒関議員の再度のご質問なのですが、法治国家である日本の国内で生活している以上、法に従って動くべき、動かなければいけない部分、情的には分かるのですが、例えば民と民の間で損害賠償請求という制度があるわけです。そのときに、災害だからといって考慮されて、賠償が少なくなることはあると思います。これはどういうことかということ、町道に民間の土地から土砂が崩れてきた場合、民の土地の持ち主に過失がなければ、災害なので町が個人に賠償を求めることはないのです。ところが、先般の熱海のほうであった水害、土砂災害のように、盛土をした者に過失があったかどうかというのが裁判で争われることもあるわけでありまして。それはなぜかということ、基本的に民と民のことについては民法上の問題だとか、それぞれの個別法において、責任の所在というのが明らかにされているからだと思うのです。よって、今の議員のほうから最後にお話のあった民と民のお話につきましては、民と民の間で処理していただくのが基本的には当たり前だと思っております。

ただ、災害という名の中で、災害救助法だとか、災害基本法だとか、様々な法律の中で想定されているものであれば、自治体として対応できるものもあろうかと思っておりますので、そこはいろんな農地法だったり、森林法だったり、河川法だったり、様々な部分を調べさせていただきながら、対応できるものは対応させていただくと。対応できないものについては、超法規的なこともなかなかできないわけですから、そこは話し合いをさせていただきながら、例えば補助の制度で何とかお手伝いをさせていただくとか、そういうことは可能かと思っておりますので。こ

こまでは、私のお答えできる範囲でございます。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 質問終わりですから、最後の挨拶だけにしてください。

○6番（荒関富雄君） いやいや、何回にもなっているのは分かっていますけれども、今回の災害、大きいもので、ちょっと……今町長の説明で申されたことは、重々私も理解いたします。何とか町民に寄り添って、温かい政治をやっていただきたいと。

あとは、環境整備課で、いつも大雨が降りますと被害を被る場所、それについて計画的なものがあるのかないかと、今後本当にそのこの場所、困っている人たちを救ってやろうというお気持ちがおありなのか。何回も雨降るたびに、そういう箇所は目について分かっているはずだと思うのです。分かっていることに対して、計画性を持って対処していかないと、いつまでたっても解決できませんので。先ほど成田議員の質問に対して町長は、短期的、中期的、長期的にいろんな対策を講じるというお話もございましたので、何とか大雨の災害の常習地帯的な場所は、何年度までに、そういうふうにならないように幾らかでもやっていくという、庁舎内そのもので、そういう共通認識を持って話し合われたことがおありかどうか、まずお伺いいたします。

○議長（川山光則君） 質問はもう終わっていますので……

（「いや、議長」の声あり）

○議長（川山光則君） ルールですので、あなただけ許すわけにはいきませんから。

町長、最後の質問に答えて終わります。

濱館町長。

○町長（濱館豊光君） では、最後のお答えということで、庁舎内で共有されているのかという話でございますので、議員おっしゃるとおり、雨が降ると水の被害を受けるところというのは、ここ何年間か私も見えてまして、大体特定の場所があるわけでありまして。小泊でいくと社務所のある、議長の弟さんがやっているお店のすぐ横の沢水が出てくるところ、例えばここを何とかしようとする、いわゆる砂防ダムのものを上のほうで造るしかない対策になるのだと思うのです。あと、鮫貝の小泊の元の中学校の下のお宅で、いつも中学校のほうから水が流れてきて、家の中に水が入るうちがあるのですが、そのこの場合だと側

溝を大きくするしかないわけであります。

これらのことをどういう対策でもってやるかというのと、今災害を受けたときに、先ほどもお話ししたのですが、元の状態に戻すのか、再度災害がないような形で改良復旧するのか。今国のほうと県のほうともお話ししているのは、再び災害が同じ場所で起きることを防ぐために、改良復旧という道を、原則は元に戻す復旧なのですが、改良復旧という道も考えてほしいというのは、先日来何度もお願いをしております。基本は元に戻す復旧なのですが、再度災害が起きないようにするための復旧というものを認めてほしいということは何度もお願いしております。そこは、国、県のほうにもお願いをしながら、再度災害を受けなくて済むような形に改良していくということも今後取り組んでいきたいというふうに思います。

それと、もう一つ申し上げておきます。今まで我が町で水害から家を守るために、堤というのが何か所もあったのです。私子供の頃からよく知っています。その堤が、私40年ぶりに戻ってきたら、全部埋まっているのです。堤を埋めたら水の行く場所がなくなるのは当たり前前の話でありまして、なぜこういうことを議会もやってきたのかな、許してきたのかなというのもすごく不思議に思うのですが、そのことも含めて、今後様々できることを対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 足りなければ、あしたもあさっても、最後の総括もあります、決めたルールですので、これをもちまして荒関議員の質問を終了します。

#### ◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時59分

### 第3回中泊町議会定例会

令和 4年 9月 9日（金曜日）

#### ○議事日程 第3号

- 1 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
（令和4年度中泊町一般会計補正予算第3号について）
- 2 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
（令和4年度中泊町一般会計補正予算第4号について）
- 3 報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
（令和4年度中泊町一般会計補正予算第5号について）
- 4 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
（令和4年度中泊町一般会計補正予算第6号について）
- 5 議案第42号 令和3年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 6 議案第43号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 議案第44号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 議案第45号 令和3年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 議案第46号 令和3年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 議案第47号 令和3年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 11 議案第48号 令和3年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 12 議案第49号 中泊町議会議員及び中泊町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

- 1 3 議案第 5 0 号 中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正  
について
- 1 4 議案第 5 1 号 中泊町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 1 5 議案第 5 2 号 令和 4 年度中泊町一般会計補正予算第 7 号について
- 1 6 議案第 5 3 号 令和 4 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算  
第 2 号について
- 1 7 議案第 5 4 号 令和 4 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算  
第 1 号について
- 1 8 議案第 5 5 号 負担付きの寄附の受け入れについて
- 1 9 議案第 5 6 号 負担付きの寄附の受け入れについて
- 2 0 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

○追加議事日程（第 3 号の追加）

- 1 議案第 5 7 号 令和 4 年度中泊町一般会計補正予算第 8 号について

○出席議員（11名）

- |           |       |           |       |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 1 番 田 中   | 洋 君   | 3 番 成 田   | 直 人 君 |
| 4 番 秋 元   | 隆 君   | 5 番 塚 本   | 悦 子 君 |
| 6 番 荒 関   | 富 雄 君 | 7 番 秋 田   | 博 君   |
| 8 番 長 利   | 司 君   | 9 番 青 山   | 雅 晴 君 |
| 1 0 番 沖 崎 | 勲 君   | 1 1 番 野 上 | 憲 幸 君 |
| 1 2 番 野 上 | 祐 一 君 |           |       |

○欠席議員（2名）

- |         |     |           |       |
|---------|-----|-----------|-------|
| 2 番 今 博 | 子 君 | 1 3 番 川 山 | 光 則 君 |
|---------|-----|-----------|-------|

○出席説明員

- |         |           |
|---------|-----------|
| 町 長     | 濱 舘 豊 光 君 |
| 副 町 長   | 横 野 彰 吾 君 |
| 教 育 長   | 鈴 木 信 也 君 |
| 代表監査委員  | 外 崎 良 造 君 |
| 総 務 課 長 | 毛 内 康 裕 君 |

財 政 課 長	山 中 哲 哉 君
総 合 戦 略 課 長	三 上 晃 瑠 君
税 務 課 長	太 田 光 平 君
町 民 課 長	三 上 康 栄 君
福 祉 課 長	下 山 貴 子 君
環 境 整 備 課 長	藤 本 雅 久 君
農 政 課 長	古 川 幹 人 君
水 産 商 工 観 光 課 長	越 野 進 一 君
小 泊 支 所 長	藤 田 康 久 君
教 育 課 長	長 利 香 代 子 君
会 計 課 長	藤 田 順 悦 君
上 下 水 道 課 長	鈴 木 輝 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 越 裕 子 君
総 務 課 行 政 係	白 川 隼 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○副議長（荒関富雄君） ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日は議案の審議を行います。

◎日程第1 報告第18号

○副議長（荒関富雄君） 日程第1、報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長（山中哲哉君） 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和4年7月4日付で専決処分をいたしました専決第14号は、令和4年度中泊町一般会計補正予算第3号であります。

住民税非課税世帯への臨時特別給付金及び低所得の子育て世帯への生活支援給付金事業等を実施するため、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものであります。

2ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,767万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億4,019万9,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

それでは最初に、歳出についてご説明いたします。6ページを御覧願います。3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、第19目緊急対策費、10節需用費から18節負担金、補助及び交付金に、マイナンバーカードポイント付与等の予算組替えを行い、合計で40万2,000円を計上しております。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第8目緊急対策費、10節需用費から18節負担金、補助及び交付金に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る経費として、合計で5,065万8,000

円を計上しております。

第2項児童福祉費、第7目子育て世帯生活支援給付金給付費、10節需用費から18節負担金、補助及び交付金に、子育て世帯生活支援給付金に係る経費として、合計で606万1,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。5ページにお戻り願います。2、歳入では、歳出の関連において、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費補助金に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付費及び事務費交付金として、合計で5,065万6,000円を計上しております。

第15款県支出金、第2項県補助金、第2目民生費補助金に、子育て世帯生活支援給付金に係る事務費及び事業費交付金として、合計で605万9,000円を計上しております。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として95万6,000円を計上しております。

以上、令和4年度中泊町一般会計補正予算第3号についてご説明いたしました。

○副議長（荒関富雄君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。報告第18号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第18号は承認することに決定しました。

◎日程第2 報告第19号

○副議長（荒関富雄君） 日程第2、報告第19号 専決処分した事項の報告

及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長（山中哲哉君） 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明いたします。

令和4年7月12日付で専決処分をいたしました専決第15号は、令和4年度中泊町一般会計補正予算第4号であります。

武田小学校及び薄市小学校のエアコン設置工事を実施するため、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものであります。

2ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億4,148万6,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

それでは最初に、歳出についてご説明いたします。5ページを御覧願います。3、歳出。第10款教育費、第1項教育総務費、第4目緊急対策費、14節工事請負費に、武田小学校、薄市小学校のエアコン設置工事費128万7,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。2、歳入では、歳出の関連において、第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として128万7,000円を計上しております。

以上、令和4年度中泊町一般会計補正予算第4号についてご説明いたしました。

○副議長（荒関富雄君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。報告第19号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(荒関富雄君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第19号は承認することに決定しました。

◎日程第3 報告第20号

○副議長(荒関富雄君) 日程第3、報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長(山中哲哉君) 報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明いたします。

令和4年8月3日付で専決処分いたしました専決第16号は、令和4年度中泊町一般会計補正予算第5号であります。

令和4年8月3日の大雨による災害の応急対応等を実施するため、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものであります。

2ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億5,148万6,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

それでは最初に、歳出についてご説明いたします。5ページを御覧願います。3、歳出。第9款消防費、第1項消防費、第5目災害対策費、12節委託料に、災害応急対策の経費として1,000万円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。2、歳入では、歳出の関連において、第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として1,000万円を計上しております。

以上、令和4年度中泊町一般会計補正予算第5号についてご説明いたしました。

○副議長(荒関富雄君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(荒関富雄君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(荒関富雄君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第20号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(荒関富雄君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第20号は承認することに決定しました。

#### ◎日程第4 報告第21号

○副議長(荒関富雄君) 日程第4、報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長(山中哲哉君) 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明いたします。

令和4年8月9日付で専決処分をいたしました専決第17号は、令和4年度中泊町一般会計補正予算第6号であります。

令和4年8月9日からの大雨による災害の応急対応等を実施するため、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものであります。

2ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億848万6,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

それでは最初に、歳出についてご説明いたします。5ページを御覧願います。3、歳出。第9款消防費、第1項消防費、第5目災害対策

費、3節職員手当等から18節負担金、補助及び交付金に、災害応急対応経費として、合計で5,700万円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。2、歳入では、歳出の関連において、第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として5,700万円を計上しております。

以上、令和4年度中泊町一般会計補正予算第6号についてご説明いたしました。

○副議長（荒関富雄君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。報告第21号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第21号は承認することに決定しました。

◎日程第5 議案第42号から日程第11 議案第48号まで

○副議長（荒関富雄君） 日程第5、議案第42号 令和3年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、議案第48号 令和3年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてまでを一括議題にします。

本決算については決算特別委員会に付託して審査いたしましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

野上憲幸委員長。

○決算特別委員長（野上憲幸君） 去る9月2日の本会議において、決算特別委員会に付託されました議案第42号から議案第48号までの令和3年度中泊町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算、利益の処分及び決算についてを9月7日と8日の2日間にわたり慎重に審

査いたしましたところ、いずれも異議なく認定すべきものと決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

- 副議長（荒関富雄君）　これから議案第42号　令和3年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第48号　令和3年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてまでの総括質疑を行います。質疑ありませんか。

　　沖崎議員。

- 10番（沖崎　勲君）　私から、財政なかなか厳しい中、うまく言えばおかしいけれども、頑張っていると評価します。

　　本案には賛成ですが、一つスポーツ関係について、先般行われた第30回の県民駅伝の大会でいろんなこれも財政が絡むわけですが、もう少しお金があれば、もう少し練習すれば、合宿すれば、もう少し強くなれたのではないかと、そういう話が出たわけでありまして。この前の県民駅伝、町長をはじめ教育長、みんな協力してもらって、今までにない、いい記録を収めたわけでありまして、大変喜んでおります。ただ、隣に板柳がいて、福士加代子さんが来ていましたので、大変にぎわって、私どものほうには教育課長の長利香代子さんがおりまして、もっと強気で頑張っておりましたのですけれども、大変いい成績を収めました。ただ、今回よかったのは、特にも小泊にいる職員である熊木さんが親子で頑張ってくくださったということで、大変よく私は評価したいと思っております。

　　また、今回一番気になったのは、北海道の大学から来てくれたと。選手ぎりぎりなもので、アルバイトもあまりないし、やっぱり交通費は町でもちょっと考えるべきではないかと。考えるでなく、出してやると。もう二、三年は県外にいるわけだ。ただ、来年もまた大会があるということでもありますので、財政面でも選手に対して、県外から来る交通費ぐらいは町で幾らか応援してほしいなど。来年度は今の金額よりも倍ぐらいの予算を盛って、教育長も替わったことだし、教育長もそう思っていると思っておりますので、いい答弁を教育長、お願いします。

- 副議長（荒関富雄君）　答弁願います。

　　鈴木教育長。

- 教育長（鈴木信也君）　先日の県民駅伝、ずっと調べましたところ、歴代最

高記録14位でございました。議員おっしゃるように、県外からも来ていただいたり、それから親子でたすきをつなぐと、すばらしい光景もありました。福士加代子と一緒に走った中里中学校の選手、すごく頑張らして、テレビにもかなり放映されていたようでございます。私どもとしましても、町長も駆けつけてくれましたし、来年度に向けて士気が上がるような、そういうふうな対策は考えているところでございます。物質的な面とか、財政的な面とか、限られた予算でありますけれども、そこをいろいろ検討しながら、中泊町が盛り上がるような、そういう体制をつくって、来年には臨んでいきたいと私としては考えておりますので、頑張っていくつもりです。

以上です。

○副議長（荒関富雄君） 沖崎議員、よろしいですか。

○10番（沖崎 勲君） よろしいです。

○副議長（荒関富雄君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第42号から議案第48号までを一括して採決します。

本決算に対する委員長報告は認定するものであります。

お諮りします。本決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号から議案第48号までについては、委員長報告のとおり認定するものと決定しました。

#### ◎日程第12 議案第49号

○副議長（荒関富雄君） 日程第12、議案第49号 中泊町議会議員及び中泊町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

毛内総務課長。

○総務課長（毛内康裕君） 議案第49号 中泊町議会議員及び中泊町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本改正条例は、公職選挙法の一部改正に伴い、中泊町議会議員及び中泊町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表の1ページを御覧ください。第4条第1号アは、選挙運動用自動車の1日当たりの借入額の上限額で、1万5,800円を1万6,100円に改めるものです。

同号イは、それに供給される燃料費の1日当たりの上限額で、7,560円を7,700円に改めるものです。

2ページを御覧ください。第8条は、選挙運動用ポスターの作成費用の上限額で、1枚当たりの作成単価525円6銭を541円31銭に改め、企画費31万500円を31万6,250円に改めるものです。

第9条及び第11条は、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価の上限額で、7円51銭を7円73銭に改めるものです。

本改正は公布の日から施行することといたしております。

以上で、議案第49号 中泊町議会議員及び中泊町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についての説明といたします。

○副議長（荒関富雄君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第50号

○副議長（荒関富雄君） 日程第13、議案第50号 中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

毛内総務課長。

○総務課長（毛内康裕君） 議案第50号 中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの23ページを御覧ください。この条例の改正は、「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律」の改正に伴い、育児休業の取得回数制限等を緩和するため条例の一部を改正するものです。

主な改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の4ページを御覧ください。第2条第3号イについては、「非常勤職員が子の出生の日から57日間以内に育児休業を取得しようとする場合にあっては57日間の末日から六月を経過する日までの任期」を加え、同号ロについては、その養育する子が1歳到達日においても育児休業をしている場合、引き続き取得可能とするものに改めるものです。

新旧対照表の5ページを御覧ください。第2条の3第3号については、1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が配偶者と交互で育児休業を取得可能とするものとし、任期の更新等があった場合においても再度可能とするものに改めるものです。

7ページを御覧ください。第2条の4については、特別の事情がある場合の1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が配偶者と交互で育児休業を取得可能とするものに改めるものです。

8ページを御覧ください。第2条の5を削り、その内容について第3条の2として加えております。

第3条第5号、再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、育児休業等計画書により申し出た場合を削り、第6号か

ら第8号まで1号ずつ繰り上げ、第8号については、特別の事情に関し任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合、再度育児休業を取得可能とするものに規定を整備しております。

9ページを御覧ください。第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改めております。

本条例は、令和4年10月1日から施行するものです。

以上で、議案第50号 中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての説明といたします。

○副議長（荒関富雄君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

野上憲幸議員。

○11番（野上憲幸君） 町の非常勤職員がこれに該当すると、これはそれによしとして、先般川山議長が診療所の職員の待遇の中身が悪いので、人の入替えがあったりするような話もありましたけれども、町の職員はそれはよしとして、町が指定管理として業務委託している会社、そしてまたそのほかにも業務委託を直接している会社等の中身、いわゆる庁内の中身で就業の機会がある人たちは、みんなこれに当てはまるのか。

そしてまた、指定管理で今契約している額の中身、それが該当するとすれば、これは10月1日に施行するわけでしょう。ただ単に町が非常勤職員、例えば男の育児にしてもそうですけれども、そういう中身は国が先んじてやったものに対して、それは当然順応していくのが当たり前でしょうけれども、そういう町から離れて、町が直接やっていないけれども、関連するような業務体系にはどういう考え方をしているのか、そこら辺ちょっと確認したいと思います。

○副議長（荒関富雄君） 答弁願います。

毛内総務課長。

○総務課長（毛内康裕君） 野上憲幸議員のご質問にお答えします。

全ての業務委託の部分については、今ちょっと把握していないところがございます。ただ、この前の議長からの質問に対して、診療所のことに対しては、町民課所管ですので、町民課のほうから調査してもらったわけがございます。その内容については、待遇等については町の会計年度任用職員以上の給与もかかっているし、そういう雇用形態

を取っているということで報告いただいております。

○副議長（荒関富雄君） 野上憲幸議員。

○11番（野上憲幸君） すぐに対応していくことは、なかなか大変でしょうけれども、ただ来年度の予算編成の時点ではそういうのも加味しながら、カウントしながら指定管理の契約要綱の中身に盛り込むべきだと思います。そういうことで、どうでしょうか、町長。

○副議長（荒関富雄君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 今野上憲幸議員のほうからご指摘のあった件については、全くそのとおりだと私も思います。町が委託をして、指定管理という形であったり、外部の派遣をお願いしたりしている形式があるわけではありますが、いずれにしましても指定管理で町が出すときの条件にそういう条件、町の職員と同じような条件をつければできるわけでございますので、そこは指定管理を受けるところに出すときは町職員と同じような条件をつけ、委託で派遣をしてもらっている形態につきましては、その会社のほうと相談をしながら、同じような条件で働いていただけるようにしていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○副議長（荒関富雄君） 野上憲幸議員。

○11番（野上憲幸君） そういう中身で、それは当然だと思いますし、またいい決断だとも思います。ただ、もう契約を終えている中身においても、やっぱりそういう中身で契約変更ももちろんしていただけるものだと思いますので、そういうことをしっかりやっていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（荒関富雄君） 答弁はよろしいですか。

○11番（野上憲幸君） はい。

○副議長（荒関富雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(荒関富雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第51号

○副議長(荒関富雄君) 日程第14、議案第51号 中泊町特定公共賃貸住宅条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

藤本環境整備課長。

○環境整備課長(藤本雅久君) 議案第51号 中泊町特定公共賃貸住宅条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書つづりの28ページを御覧願います。この条例の改正は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、町条例の一部を改定するものであります。

改定内容につきましては、条例新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の10ページを御覧願います。

第2条第3号中の「第3号」を「第4号」に改め、同条に次の1号「同居親族等施行規則第1条第1号に規定する同居親族等をいう。」を加えております。

第6条第1号及び第3号中の「現に同居し、又は同居しようとする親族」を「同居親族等」に、同条第4号中の「同居しようとする親族」を「同居親族等」に改めるものです。

第9条中の「同居親族」を「同居親族等」に改めるものです。

11ページを御覧願います。第24条中の「入居者の入居の際に同居を認められた親族以外の親族」を「入居の決定において認めた同居親族等以外の親族」に改めるものです。

この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で、議案第51号 中泊町特定公共賃貸住宅条例の一部改正についての説明といたします。

○副議長(荒関富雄君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(荒関富雄君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(荒関富雄君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
議案第51号を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(荒関富雄君) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第52号

○副議長(荒関富雄君) 日程第15、議案第52号 令和4年度中泊町一般会計補正予算第7号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長(山中哲哉君) 議案第52号 令和4年度中泊町一般会計補正予算第7号についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,026万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億4,875万2,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

最初に、歳出についてご説明いたします。9ページを御覧願います。

3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費、10節需用費に、産学官連携事業で地元産のメバルを弘前大学学生へPRする経費として食糧費62万2,000円を、10ページを御覧願います。第14目財政調整基金費、24節積立金に、基金積立金として2億4,651万8,000円を計上しております。

11ページを御覧願います。第3款民生費、第1項社会福祉費、第8目緊急対策費、18節負担金、補助及び交付金に、大学生等生活応援給付金1,100万円を、第2項児童福祉費、第6目子ども・子育て

て緊急支援対策事業費に、町内4こども園の新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金として、保育対策総合支援事業170万円を、12ページを御覧ください。第8目子育て世帯への臨時特別給付金給付費に、子育て世帯への臨時特別給付金を交付する経費として、10節需用費から18節負担金、補助及び交付金に合計で2,592万5,000円を計上しております。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第8目緊急対策費、12節委託料に、高齢者施設及び医療施設従事者への新型コロナウイルスワクチン4回目接種に係る経費として、207万円を計上しております。

13ページを御覧ください。第6款農林水産業費、第2項農業費、第5目農業経営基盤強化促進事業費、18節負担金、補助及び交付金に、経営発展支援事業補助金692万7,000円を計上しております。

14ページを御覧願います。第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持費、14節工事請負費に、町道補修工事200万円を計上しております。

15ページを御覧願います。第10款教育費、第1項教育総務費、第3目学校建設費、12節委託料に、旧小泊中学校校舎解体工事監理費として287万9,000円を、第3項中学校費、第1目学校管理費、14節工事請負費に、中里中学校の体育館内壁改修工事費128万7,000円を計上しております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。7ページにお戻り願います。2、歳入。第10款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税に、1億6,450万8,000円を計上しております。普通交付税交付額の確定によるものであり、今年度の交付決定額は、令和3年度比3,744万9,000円減の35億450万8,000円であります。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金に新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金207万円を計上しております。

第2項国庫補助金、第2目民生費補助金に、保育対策総合支援事業補助金85万円を、第3目衛生費補助金に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金70万7,000円を計上してお

ります。

8 ページを御覧願います。第 15 款県支出金、第 2 項県補助金、第 2 目民生費補助金に、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 2,592 万 1,000 円を、第 4 目農林水産業費補助金、2 節農業費補助金に、経営発展支援事業費補助金 692 万 7,000 円を計上しております。

第 19 款繰越金、第 1 項繰越金、第 1 目繰越金に、前年度繰越金として 1 億 7,321 万 4,000 円を計上しております。繰越額の確定によるものでございます。

第 21 款町債、第 1 項町債、第 1 目総務債、1 節臨時財政対策債において、額の確定により 3,690 万円を減額しております。

その他、歳出の関連において、国庫支出金及び県支出金等にそれぞれ所要額を計上しております。

次に、地方債補正についてご説明いたします。5 ページにお戻り願います。第 2 表地方債補正、1、変更では、額の確定により臨時財政対策債の限度額を 4,310 万円に変更しております。

以上、議案第 52 号 令和 4 年度中泊町一般会計補正予算第 7 号についてご説明いたしました。

○副議長（荒関富雄君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4 番、秋元議員。

○4 番（秋元 隆君） 学校建設費に小泊中学校の解体工事監理委託料がありますけれども、この間 9 月 2 日に本会議終わってから災害の現場見たのですけれども、その際、中学校に行く道路とか、全然大型車とか通れないと私は見ました。この工事はどういうふうに進めるのか、災害復旧との関連はどうなっているのか、ちょっとお伺いします。

○副議長（荒関富雄君） 答弁を求めます。

横野副町長。

○副町長（横野彰吾君） 秋元議員のご質問にお答えいたします。

去る 8 月 9 日からの大雨によりまして、まず旧小泊中学校の場所に、折戸から旧小泊小学校に行く道路、それから隆佐のところから旧小泊中学校に行く道路、これも災害で車が通れない状況ということで、9 月に、今月に入札の予定でございましたが、急遽今回の入札は中止い

たしまして、10月に行われる災害の査定の結果に応じて、その後の入札に関しては検討してまいりたいというふうに考えております。

補助金もございますので、その辺については教育委員会のほうで県、国のほうに連絡して、繰越しが可能かどうか、今検討しているところでございます。

以上です。

○副議長（荒関富雄君） 秋元議員、よろしいですか。

○4番（秋元 隆君） ちょっと聞かせてください。

では、今のままでは、まず大型車とか通行できない状況だと思えますけれども、災害復旧工事ができ次第、解体工事も着手するというところでよろしいでしょうか。

○副議長（荒関富雄君） 横野副町長。

○副町長（横野彰吾君） そういうふうな形で検討してまいります。

○副議長（荒関富雄君） 秋元議員、よろしいですか。

○4番（秋元 隆君） はい。

○副議長（荒関富雄君） あとほかにもございませんか。

1番、田中議員。

○1番（田中 洋君） 教育費の関連で質問させていただきます。

町立の学校管理に関する質問なのですが、消防設備とか暖房機器、そういったものに対しては保守点検とかは業者さんに委託して実施していると思うのですが、私ちょっと気になったのは建物に対してのひび割れとか、さびつきとか、そういったものの点検とか確認は定期的に行っているのかお願いします。

○副議長（荒関富雄君） 長利教育課長。

○教育課長（長利香代子君） ただいまの田中議員のご質問にお答えさせていただきます。

各学校では、月に1回安全点検日を組織的に設けて点検しています。そこで学校で対応できるものは学校で対応して、緊急性のあるものや処置に困るものは教育委員会に報告する体制となっております。

また、ひび割れなどのお話がありましたが、建築物の定期点検も3年に1回行われているところです。そのほかに教育委員会としましては、学校訪問など様々な機会に学校を訪問する際に目視点検を行っていますし、年に1回、翌年度の当初予算要求前に学校施設改善等の要

望事項を提出していただいております、緊急性の伴うものから優先的に行っているところです。

○副議長（荒関富雄君） 田中議員。

○1番（田中 洋君） 定期的に点検はしているということで、目視による確認ですとか、学校の先生方による月に1度の点検など、そういったことは実施しているということだったのですけれども、今回私ちょっと危険だなと感じた場所があったので、ご質問させていただいたのですけれども、武田小学校の校舎の軒天部分になるのですけれども、恐らく金属製の資材を用いて施工していると思うのですけれども、老朽化もあって、さびつきとか、そういうのがひどいなと思う部分が結構あったのですけれども、その中でも著しく腐食している部分があって、給食センターの車が乗り入れするちょうど真上になる軒天部分なのですけれども、黒く変色して、落下するのも時間の問題ではないかなと私個人的に感じたのです。そして、やはり下で作業している方ですとか、児童もしくは先生方とか、そういった方に落下してしまえば、これは命に関わる重大な事故となりますので、そこら辺しっかり確認してもらって、落下の心配がないのであれば、それはそれでいいし、必要であれば改修工事、そういったものを考えていただきたいのですけれども、その辺についてお答え願います。

○副議長（荒関富雄君） 答弁求めます。

長利教育課長。

○教育課長（長利香代子君） このことに関しましては、状況を直ちに確認しまして、しっかり調査した上で安全策を講じていきたいと思っておりますので、ご理解ください。

○副議長（荒関富雄君） よろしいですか、田中議員。

あとほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありません

んか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(荒関富雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第53号

○副議長(荒関富雄君) 日程第16、議案第53号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上町民課長。

○町民課長(三上康栄君) 議案第53号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。

事業勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,666万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,098万2,000円とするものであります。

補正する歳入歳出予算について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。6ページを御覧願います。3、歳出。第7款基金積立金、第1項基金積立金、第1目財政調整基金積立金に、財政調整基金への積立金として7,171万1,000円を計上しております。

第9款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第5目保険給付費等交付金償還金に、前年度調整還付金として437万2,000円を、第6目償還金に前年度調整還付金として58万円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。5ページにお戻り願います。2、歳入では、歳出の関連において第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金に前年度繰越金として7,260万7,000円を計上しております。

第8款諸収入、第3項雑入、第5目雑入、1節雑入に、普通交付金返還金として405万6,000円を計上しております。

以上で、議案第53号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げました。

○副議長（荒関富雄君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第54号

○副議長（荒関富雄君） 日程第17、議案第54号 令和4年度中泊町介護  
保険事業特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山福祉課長。

○福祉課長（下山貴子君） 議案第54号 令和4年度中泊町介護保険事業特  
別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ  
5,210万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出  
それぞれ18億5,863万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、  
主なものについてご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたします。7ページを御覧ください。

3、歳出。第1款総務費、第3項介護認定審査会費、第2目認定審査  
会共同設置負担金、18節負担金、補助及び交付金に負担金つがる西  
北五広域連合に50万5,000円を減額いたしております。

次のページ、8ページを御覧ください。第6款諸支出金、第1項還  
付金及び還付加算金、第2目償還金、22節償還金、利子及び割引料  
に令和3年度国庫支出金の確定に伴う返還金5,236万2,000

円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。6ページを御覧ください。2、歳入。歳入は、歳出との関連において、第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第2目その他一般会計繰入金、3節介護認定審査会費繰入金101万9,000円を減額し、第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金に、介護給付費準備基金繰入金1,472万5,000円を計上し、第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金に、前年度繰越金3,763万7,000円を計上いたしております。令和3年度からの繰越額の確定によるものであります。

以上、議案第54号 令和4年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。

○副議長（荒関富雄君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第18 議案第55号

○副議長（荒関富雄君） 日程第18、議案第55号 負担付きの寄附の受け入れについてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 議案第55号 負担付きの寄附の受け入れについてご説明いたします。

議案書つづり30ページを御覧ください。本議案は、7月6日付で

申出があったもので、向町バス停付近の町道209号線と町道354号線が分かれる角地について受入れするものであります。

寄附の申出者は、弘前市大字茂森新町2丁目7番地6、成田チヨ氏であり、中泊町大字中里字亀山548番2、面積189.76平米の宅地について、道路用地並びに雪置場等としての寄附の申出があったものです。

この宅地は、先ほど申し上げたとおり町道209号線と町道354号線が分かれる角地にあり、今後公共の土地として道路拡幅以外にも様々な用途に活用できるのではということで要望があったものです。

以上で、議案第55号 負担付きの寄附の受け入れについての説明といたします。

○副議長（荒関富雄君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第19 議案第56号

○副議長（荒関富雄君） 日程第19、議案第56号 負担付きの寄附の受け入れについてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 議案第56号 負担付きの寄附の受け入れについてご説明いたします。

議案書つづり34ページを御覧願います。本議案は、7月11日付

で申出があったもので、中里駐在所の南側に位置し、県道津軽中里停車場線と町道378号線が分かれる道路の隅切り部分について受入れするものであります。

寄附の申出者は、青森市大字新町野字薄井51番地、高坂千百合氏であり、中泊町大字中里字紅葉坂18番1、面積約5平米の宅地について、道路用地として寄附の申出があったものです。

この宅地は、高坂氏が家つきの土地を売買するに当たり調査したところ、現状では既に道路として使用されていることが判明。登記簿上は高坂氏の土地であるが、長年道路として使用していたことを理由に、今後も道路として使用してほしいとの要望があったものです。

以上で、議案第56号 負担付きの寄附の受け入れについての説明といたします。

○副議長（荒関富雄君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程の追加

○副議長（荒関富雄君） お諮りします。

本日、町長から議案第57号が提出され、お手元に配付しております。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

◎町長追加提案理由の説明

○副議長（荒関富雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 本日追加提案をさせていただきます議案についてご説明を申し上げます。

議案第57号は、令和4年度中泊町一般会計補正予算第8号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも2億6,484万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を91億1,359万4,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、8月3日からの大雨により被災された町民の方々を支援させていただくため、民生費に被災者生活再建支援金、農林水産業費に農家に対する農業災害対策支援金、商工費に被災店舗等機能回復支援金、災害復旧費に農林業施設及び道路・河川の復旧に係る測量・設計等委託料を計上いたしております。

歳入につきましては、今回の補正財源として、財政調整基金繰入金等を計上しております。

慎重ご審議の上、原案どおり御決議を賜りますようお願いを申し上げます。

◎追加日程第1 議案第57号

○副議長（荒関富雄君） 追加日程第1、議案第57号 令和4年度中泊町一般会計補正予算第8号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長（山中哲哉君） 議案第57号 令和4年度中泊町一般会計補正予算第8号についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,484万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ91億1,359万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたします。6ページを御覧願います。

3、歳出。第3款民生費、第1項社会福祉費、第9目災害対策費、18節負担金、補助及び交付金に、8月3日からの大雨災害により、家屋等が被害に遭われた方への支援策として、被災者生活再建支援金5,700万円を計上しております。

第6款農林水産業費、第2項農業費、第7目災害対策費、18節負担金、補助及び交付金に、8月3日からの大雨災害により、農地・農作物及び農機具等が被害に遭われた方への支援策として、農業災害対策支援金4,620万円を計上しております。

第7款商工費、第1項商工費、第5目災害対策費に、8月3日からの大雨災害により被災された店舗等の機能を回復する支援策として、12節委託料から18節負担金、補助及び交付金に、合計で450万円を計上しております。

7ページを御覧願います。災害査定に向けて、第11款災害復旧費、第1項農林水産業施設災害復旧費、第1目農業用施設災害復旧費、12節委託料に、農業用施設等災害復旧に伴う測量・設計等の経費として6,250万円を、第2目林業施設災害復旧費、12節委託料に、林道等災害復旧に伴う測量・設計等の経費として1,250万円を、第2項公共土木施設災害復旧費、第1目道路橋梁災害復旧費、12節委託料に、道路等災害復旧に伴う測量・設計等の経費として5,000万円を、第2目河川災害復旧費、12節委託料に、河川等災害復旧に伴う測量・設計等の経費として2,000万円を計上しております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。5ページにお戻り願います。2、歳入では、歳出の関連において、第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として2億6,234万2,000円を計上しております。

以上、議案第57号 令和4年度中泊町一般会計補正予算第8号についてご説明いたしました。

○副議長（荒関富雄君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

秋元議員。

- 4番（秋元 隆君） 民生費の社会福祉費に交付金、被災者生活再建支援金ありますけれども、これの対象者は床上浸水、床下浸水、それに個人に限られるのでしょうか。

私が聞きたいのは、社会福祉施設は見舞金とかそういうのは今のところどういうふうになっているか、お伺いしたいのですけれども。

- 副議長（荒関富雄君） 下山福祉課長。

- 福祉課長（下山貴子君） 秋元議員の質問にお答えします。

今回の民生費の予算としては、あくまでも被災を受けた、居住する住宅が浸水するなどの被害に対しての支援金となっております。

町の社会福祉施設に関する支援金といたしまして、自助で賄える分や、国、県の補助金等を先に利用してもらい、それで十分ではない、または不足が生じた場合は町として検討したいと考えておりまして、現段階では社会福祉施設の支援金は入ってございません。

以上です。

- 副議長（荒関富雄君） 秋元議員、よろしいですか。

- 4番（秋元 隆君） 毎戸には、床上、床下には見舞金等出ると思うのですが、社会福祉施設には見舞金は出ないという解釈でよろしいのですか。

- 副議長（荒関富雄君） 下山福祉課長。

- 福祉課長（下山貴子君） 現段階では出ない方向になっております。

- 副議長（荒関富雄君） あと質疑ございませんか。

野上憲幸議員。

- 11番（野上憲幸君） 今回の8月3日から、そしてまた9日、10日という具合に大雨災害、国、県としても激甚災害の指定がほぼ決まっているような状況の中身で推移しているわけですが、我が町としても確かに一般財源から2億3,000万円以上の公金を出しながら対応しているわけでありまして。それに対しては評価するわけです。

今度、今日の中身で議会が通ったならば、これから被災者の人たちにどういう具合にして周知徹底するかです。農政課にしてもそうです。今、刈取り時期目前です。目前で農業機械の水没があって、当然修理費、また買換え、それらに対しての支援対策もしてあるわけですが、それをどういう形で今度農家の人たちに教えるのかと。早けれ

ば早いほどいいわけです。

もう一つは、農政課の中身でも、農地災害、農業施設災害、その申請時期が3週間そこそこ、そしてまたそれから2か月以内の中身で査定計画を立てながらやっていくと。それに見合うべくして、しっかりと対応して、拾い上げるものはどこまでも拾い上げることができるような形で対応していただきたいと思っています。

そしてまた、福祉課です。福祉課は確かに今質問ありますけれども、何といても今一番困っているのは、被害に遭われた町民の方々です。それも今日の予算が通れば、当然早い中身でみんなに支給できると。被害に遭われた方々は、床上、床下にとらわれず、もう改修している方々が多いわけです。そして、解体計画をしている、そしてまた解体を手がけている人もあるのです。その人たちにどういう具合にして町がスムーズな形でお知らせするか。そして、早い中身で支援金を受け取っていただくかです。一般の町民の人たちは、申請書を持っていても、なかなか書くのがおっくうなのです。職員の方々が被災した町民の方々に逐次話を聞きながら、申請書を持って行って、有効な中身で早い時期にそれを支給していただくと、それを徹底していただきたいと思っていました。

そして、今度は環境整備課です。今まで民と民は、確かに本来のあるべき姿であれば当事者がやると。しかし、そこにおいては低所得者もあるし、当然生活扶助を受けながら独居生活している人たちもいるのです。確かに福祉事務所も対応はするかもしれませんが、最終的にはそういう状態にいる人たちには防災上、果たして本当に大丈夫なのかと。それが次の雨で、またそこから流れ出すようなことがあれば、最終的には町の防災の中身で対応しなければならないものもあるわけです。全く民だから民が駄目だということではなくて、できるものはやると。それもちゃんとした災害の中身で、査定に上げてみればいいのです。駄目でもともともあるのです。災害指定の中身になれば、町はほとんど繰り出ししなくても対応できるわけですし、そういうのをもう一回確認しながら、漏れののないような形で対応するべきだと思っていましたので、町長、そういう中身どうでしょうか。

○副議長（荒関富雄君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 今回の8月3日及び9日以降の大雨による被災につき

ましては、今議会でも様々な角度からご議論いただいたわけでありませんが、私としましては、まず直接被災された方々の、あれはお盆前の時期でありましたので、何とかお盆を無事に迎えられるように片づけを手伝う要員をすぐに派遣をさせていただいて、お手伝いをさせていただいた思いがあります。それは、まさしく今野上憲幸議員のほうからお話があったとおり、一日も早くという対応であります。今回議会で議決をいただけたとしましたら、あらかじめ調査をして被害の方々というのはもう分かっているわけでありますので、即役場のほうから連絡を取らせていただいて対応できるように努めさせていただきたいと思っております。これは、一般民家の方々も、農家の方々も、商工業者の方々も同様であります。全て町で把握しておりますので、迅速な対応を心がけたいと思えます。

そしてまた、最後にお話のあった民対民の民地のことでありますが、法律的に、基本的には民法上の争いになるわけでありますが、要するに加害者、被害者というか、民・民の間である程度話がついているものについては、行政でお手伝いできるものについてはしていきたいというふうに考えてございます。何よりもまず迅速に被災された方々をお救い申し上げるということに、役場として総力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（荒関富雄君） よろしいですか、野上憲幸議員。

あと、秋元議員。

○4番（秋元 隆君） 関連ですけれども、あってはほしくないことでしたけれども、今回大雨被害があって町民が避難するような形になりました。私のいる集落では幸いに、期日ちょっと曖昧ですけれども、二、三年前に自主防災組織を立ち上げて、町でバスを出していただいて避難訓練をしました。今回は非常にスムーズに役立ったと思います。これを来年度からまた重点的に各所各所で選別してでもいいので、ぜひこれはやっていただければ、町民が安全にスムーズに避難できると思えます。

ただ、1つだけ、帰りの際に避難解除がなければ帰れないという苦情がありました。それは当然ですけれども、今回実際被害がなかったもので、すぐ朝には帰りたいたいという人があったら、ある程度融通を利か

せていただきたいと、それが1つ要望ですので、来年からもまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（荒関富雄君） 答弁は要らないですよね。

○4番（秋元 隆君） 答弁要らない。

○副議長（荒関富雄君） あとほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 次期議会の会期日程及び議会運営に関する  
事項について

○副議長（荒関富雄君） 日程第20、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項についてを議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託したいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託することに決定しました。

◎閉会の宣告

○副議長（荒関富雄君） 今定例会に上程されました全議案について長時間にわたり慎重ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和4年第3回中泊町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時29分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため  
ここに署名する。

議 長 川山光則

副 議 長 荒 関 富 雄

署名議員 塚本悦子

署名議員 秋元 隆